

ちのDMO宿泊データ分析システム導入業務委託 仕様書

1 業務名

ちのDMO宿泊データ分析システム導入業務委託

2 業務目的

茅野市（以下「本市」という。）へ訪れ、宿泊する観光客数を正しく把握することは、本市の観光振興政策を行う上で、大変重要となる。宿泊データ分析システムを導入することで、茅野市の宿泊者の属性を把握し、ターゲティングを行うことにより、効果的なプロモーションにつなげ、地域全体の観光事業における収益性及び経済波及効果の最大化を目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務内容

(1) 宿泊データ分析システム構築導入の実施

ア 基本方針等の策定

本業務全体の事業計画等の基本的な考え方、宿泊データ分析システム導入の実施計画を策定し、契約締結後、速やかに発注者の承認を得ること。

イ スケジュール作成

契約締結後から契約期間終了までの業務スケジュールを作成し、契約締結後、速やかに発注者の承認を得ること。

ウ 業務執行体制の構築

業務の執行にあたり責任者を置き、連絡調整や指揮系統、開発環境について整備した上で業務執行体制を構築し、進行管理に万全を期すこと。

エ 完了実績報告書、宿泊データ分析システムマニュアルの作成・納入

完了実績報告については、令和7年度完了実績報告（令和8年3月31日までの実績）を作成し、期日までに納入すること。

なお、報告書の作成にあたっては、以下の要素をとりまとめた完了実績報告書とすること。

- 宿泊データ分析システム導入を実施する際の全ての実績（観光事業者に対してのデータ収集・分析説明会実績）
 - 関連観光事業者へのアプローチ・フォロー等各種実施内容、活動成果
 - 成果目標等の評価と検証（導入する際の事業者参加状況等の成果）
 - 基本計画やスケジュール等と実施内容との乖離
 - 将来、より正確なデータ分析を行う際の課題、効果的に実施するための提案
- ※宿泊データ分析システムマニュアルについては、発注者用・事業者用の2種作成すること

(2) 茅野市宿泊事業者に対するデータ連携の実施

ア 受注者は、宿泊データ分析システム導入に関する実施計画の策定と業務執行体制を構築し、発注者に報告すること。

イ データ収集機能については、データ連携を希望する宿泊事業者（以下「データ連携

施設」という。) に対して、ホテル管理システム(PMS)、サイトコントローラーが提供するインターフェイス(API)を利用した連携及びWEB画面を通じてダウンロードを行う一連のプログラム等を作成する自動連携を基本とする。ただし、システム上自動連携の実施が難しい場合に限り、ファイルアップロードでの連携を可とする。

ウ データ収集機能に関して説明会を開催し、事業者に対するフォローを実施すること。

エ 受注者は、データ連携項目(マスタ)に関して、発注者と十分に協議を行い、決定することとする。

オ データ収集時、個人情報にあたる項目は削除・変換し、取り込まないこととする。

カ ダッシュボード(分析結果の表示)によるデータ分析においては、登録されたデータを基に各種データの一覧を表示できること。また、折れ線、円、棒グラフ等表現をカスタマイズできるようにすること。また属性分析も可能とすること。

キ データ分析の項目として需要予測を実装すること。基にするデータとしては収集した過去のデータの他に現時点の予約状況など複数のデータを元にし、需要予測の精度を高めるよう設計すること。またオープンデータを利用した他地域との比較分析を可能とすること。

ク ダッシュボードの権限については、全体管理の権限と個別事業者単位の権限とを分け、個別事業者は自施設の各種データの一覧表示、地域データとの比較分析、ファイルのアップロード作業ができることとする。※他の個別事業者のデータ閲覧は禁止とする。

ケ 宿泊データ分析システムの保守管理・稼働環境については、セキュリティ面を考慮し提示すること。

コ データ分析に関する説明会を実施し、事業者に対してフォローを実施すること。

(3) 貸与資料

本業務における貸与資料については、受注者において必要と思われる資料類をリストアップすること。

受注者は、その貸与品等について善良な管理者としての注意義務をもって適正に保管及び管理するとともに、データの保護については万全の処置を講じるものとする。また、業務遂行の目的以外での利用を禁ずること。なお、受注者は発注者からの指示があった場合、貸与品等の使用の必要がなくなった場合及び契約が終了した場合は、速やかに発注者に貸与品等を返却しなければならない。

5 その他

- (1) 本業務に係る受注者からの企画提案事項については、発注者との協議を踏まえて、本仕様書への記載の有無を問わず原則採用するものとする。
- (2) 本業務の履行にあたっては、発注者と綿密な協議及び連絡を行い、進めることとする。
- (3) 本業務に関し知り得た秘密について第三者に開示又は漏えいしてはならない。このことは契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。
- (4) 成果品の著作権は、発注者に帰属し、発注者の許可なく成果品を他に利用、公表又は貸与してはならない。
- (5) 本仕様に記載のない事項又は本業務に疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。